

●香川県告示第509号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、観音寺市の区域内の別図1に示す町の区域を別図2（次の表は、新町名の読み方及び区域を示す。）に示すとおり変更する旨、観音寺市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年11月19日からその効力を生ずるものとする。

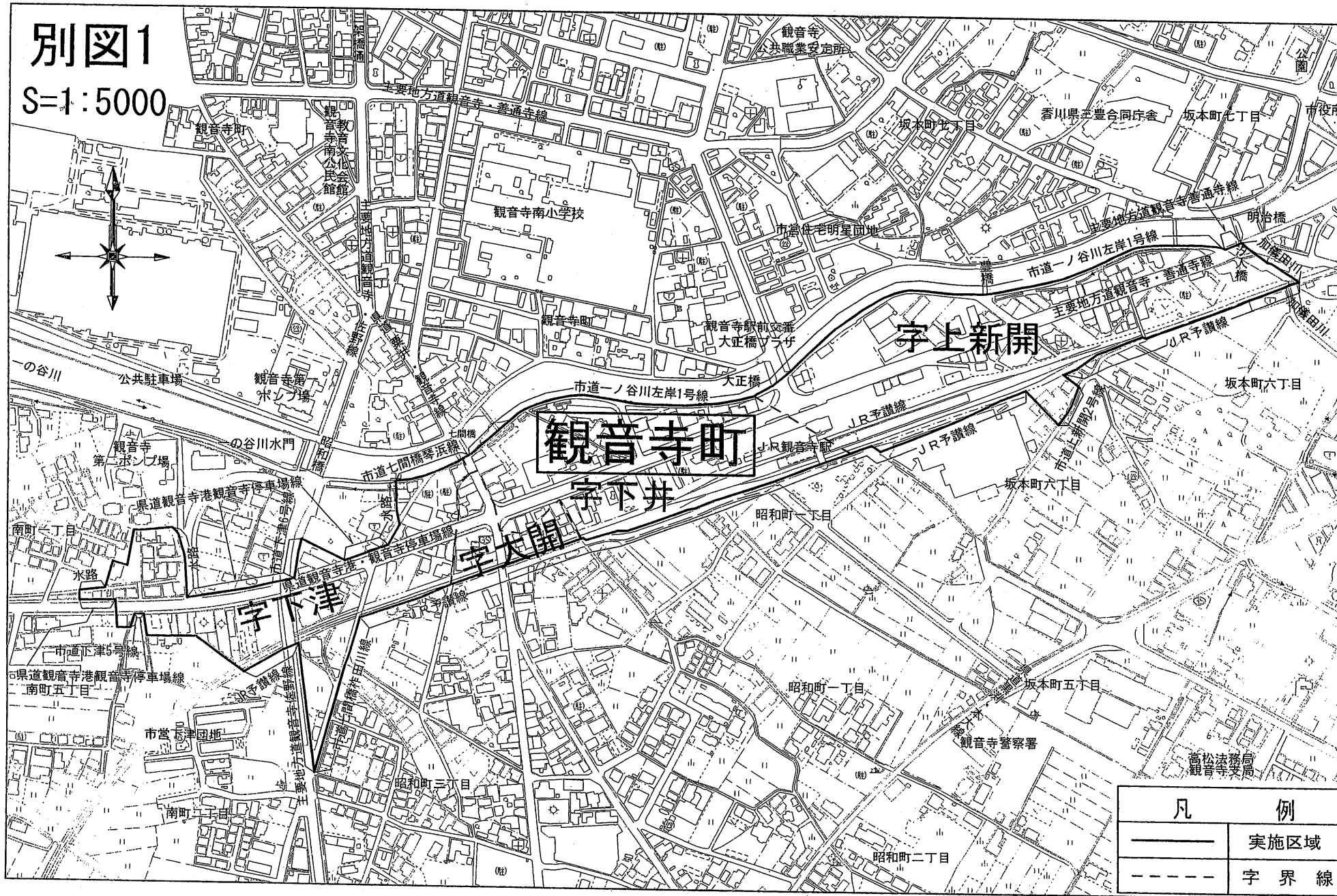
平成19年11月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

新たに画する町の名称	新たに画する町の読み方	新たに画する町の区域
栄町一丁目	さかえまち いっちょうめ	県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、主要地方道観音寺善通寺線の北側線、加儀田川の右岸、JR予讃線用地の南側線、観音寺町字上新開甲1265の1の東側筆界線、市道上新開2号線の北側線、観音寺町字上新開甲1265の1の西側筆界線、JR予讃線用地の南側線、県道栗井観音寺線の東側線で囲まれた区域
栄町二丁目	さかえまち にちょうめ	観音寺町字下津甲1896の2・同甲1896の5地先の水路北側線、同甲1958の2の西側筆界線、同甲1958の2の北側筆界線、同甲1959の2の西側筆界線、同甲1952の6・同甲1952の11・同甲1952の5・同甲1952の4の北側筆界線、同甲1952の4地先の水路東側線、同甲1949の2水路北側線、同甲1949の2・同甲1950の4・同甲1950の3・同甲1951の4・同甲1903の6水路東側線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、市道下津6号線の東側線、観音寺町字下津甲1932の6の北側筆界線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、観音寺町字下津甲1799の1水路西側線、市道七間橋琴浜線の北側線、県道栗井観音寺線の東側線、JR予讃線用地の南側線、市道七間橋柞田川線の東側線、主要地方道観音寺佐野線の東側線、JR予讃線用地の南側線、観音寺町字下津甲1924の6の南側筆界線、同甲1902の11地先の道路東側線、同甲1902の11・同甲1902の9地先の道路南側線、同甲1902の9地先の道路東側線、同甲1902の9の西側筆界線、同甲1902の9・同甲1902の10・同甲1902の7・同甲1902の1の南側筆界線、同甲1901の2の東側筆界線、同甲1901の2・同甲1901の4の南側筆界線、同甲1901の4の西側筆界線、県道観音寺港観音寺停車場線の南側線、市道下津5号線の東側線、観音寺町字下津甲1896の1の南側筆界線、同甲1896の1の西側筆界線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、観音寺町字下津甲1896の2の西側筆界線で囲まれた区域
栄町三丁目	さかえまち さんちょうめ	市道一ノ谷川左岸1号線の北側線、主要地方道観音寺善通寺線の北側線、県道観音寺港観音寺停車場線の北側線、県道栗井観音寺線の東側線で囲まれた区域

別図1

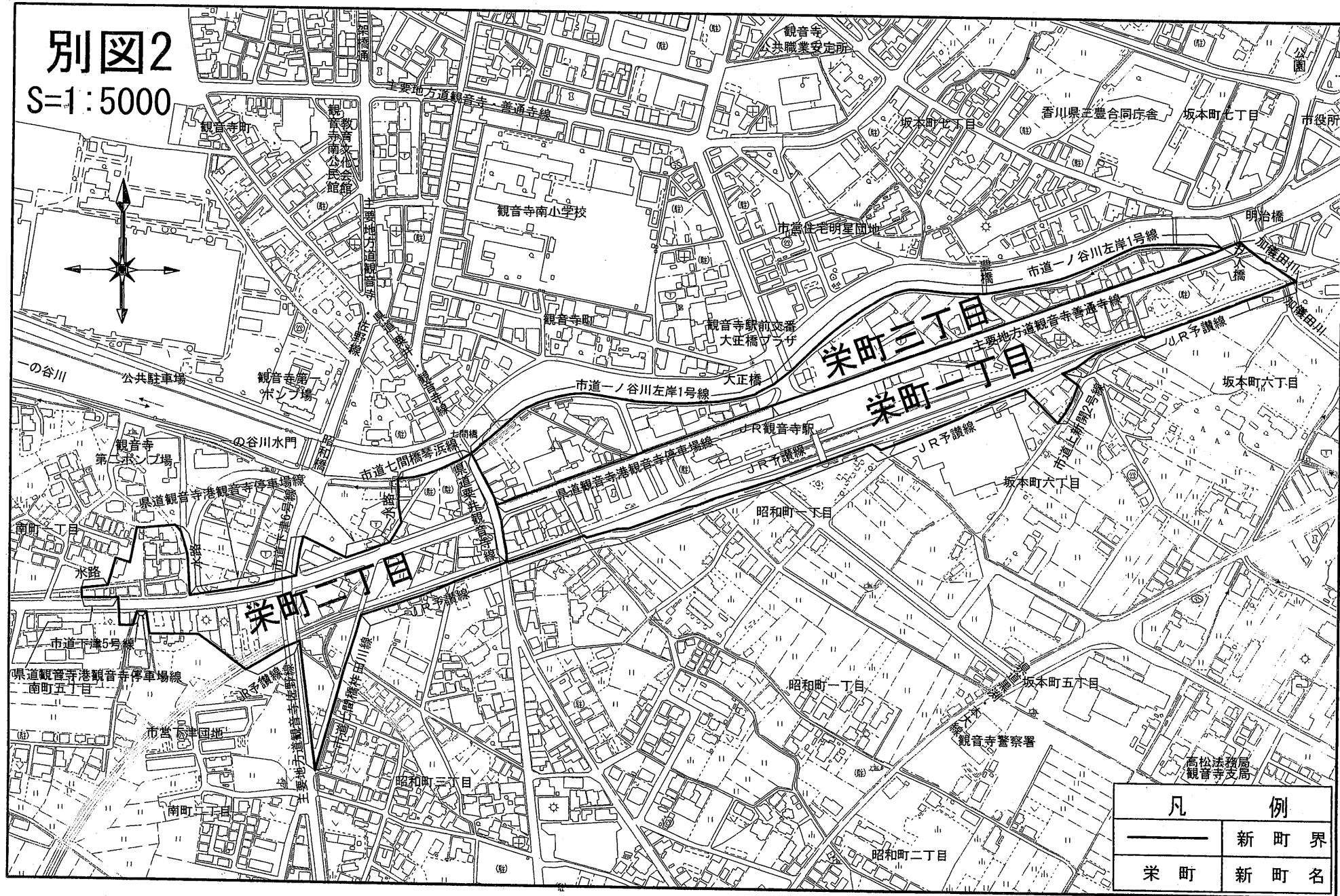
S=1:5000



凡 例	
——	実施区域
- - - -	字 界 線

別図2

S=1:5000



凡 例	
——	新町界
●	新町名